

関連資料 5 沖合域における自然環境保全地域の指定等について

自然環境保全法（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号）は「自然環境の適正な保全」などを目的とし、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域等について規定している（下図）。国が海域に指定できるのは自然環境保全地域の海域特別地区と普通地区であり¹、これらの区域は、指定目的や規制内容からして、沖合域の生態系等を保全するための海洋保護区として適切と考えられる。

目的(法 1 条) 自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全など		
国、地方公共団体、事業者、国民の責務（法 2 条）、財産権の尊重及び他の公益との調整（法 3 条）		
自然環境保全基礎調査の実施(法 4 条)		
自然環境保全基本方針の策定(法 12 条)		
区域	指定	行為規制等
原生自然環境保全地域 (法 14 条～21 条)	目的:原生の状態を維持している区域における自然環境を保全することが特に必要なものの保全 指定:環境大臣 指定要件: ①原生状態を維持 ②面積要件(1,000ha 以上等) ③土地の区域、国有地(保安林除く) ④保全計画の決定	①工作物の設置、土地の形質変更、鉱物の掘採等、埋立・干拓、木竹の伐採、動植物の捕獲採取、車馬・動力船の使用等は原則禁止 ②立入制限地区の指定が可能
自然環境保全地域 (法 22 条～35 条)	目的:自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものの保全 指定:環境大臣 指定要件: ①高山性・亜高山性植生、優れた天然林(100ha 以上)、特異な地形・地質等(10ha 以上)、優れた海岸、湖沼等(10ha 以上)、 優れた海域(10ha 以上) 、野生動物の生息地等(10ha 以上) ②自然公園を除く ③保全計画の決定	①特別地区(法 25 条) 略 ②野生動植物保護地区(法 26 条) 略 ③ 海域特別地区(法 27 条) 工作物の設置、海底の形質変更、鉱物の掘採等、埋立・干拓、指定区域内の指定動植物の捕獲・採取、指定区域・指定期間内の動力船の使用等は環境大臣の許可が必要 ④普通地区(法 28 条) 海底の形質変更、鉱物の掘採等、埋立・干拓は、環境大臣への届出が必要 ※生態系回復事業
都道府県自然環境保全地域 (法 45 条～50 条)	都道府県が条例で定めるところにより指定	自然環境保全地域に準じて、条例で定めるところにより規制(海域特別地区はなし)
報告及び検査等(法 29 条)		
罰則(法 53 条～58 条)		

図 自然環境保全法の構成

¹ 原生自然環境保全地域の指定は現行法上「土地の区域」に限られ、陸域での運用が想定されている（法 14 条）。都道府県自然環境保全地域は陸域に限られないが、都道府県が指定する（法 45 条）。